明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五〇）　一
〔告　示〕
○飼料の公定規格の一部を改正する件（農林水産一〇五一）　二
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づき規格適合表示の様式及び表示の方法を定める件の一部を改正する件（同一〇五二）　三
○飼料品質表示基準の一部を改正する件（同一〇五四）　三
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件（原子力規制委九）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本放送協会入札、平成二十四年度決算（都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会）関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　五

省　令

○農林水産省令第五十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十日　農林水産大臣　林　芳正

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三十二号を次のように改める。

森武第三十二号（第四十三条関係）

規格設定飼料検定申請書

年　月　日

殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　印

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項の規定により規格設定飼料の検定を受けたいので、下記により申請します。

記

1　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2　飼料の名称
3　飼料の種類
4　製造する事業場の名称及び所在地
5　原材料の配合割合等　別紙のとおり。
6　飼料の製造方法の概要
7　検定手数料の納付方法

備考　1　飼料の名称は、文字のみをもつて表示し、図形又は記号を用いないこと。
2　外国において製造された飼料について検定を申請する場合にあつては、4に輸出国名、製造した者の氏名及び住所、製造した事業場の名称及び所在地並びに当該飼料の保管場所を記載すること。

（日本工業規格A4）

規格設定飼料検定申請書（別紙）

原材料名	配合割合	アミノ酸							非フィチン態りん	可消化養分総量	代謝エネルギー	備考
		トレオニン	計	メチオニン	シスチン		リジン					
	%	%	%	%	%		%		%	%	（1kg中　Kcal）	
合計												